

139. 契約上の原状回復制度の排除

すでに概観したように、ヨーロッパ不当利得法原則では、不履行を理由とする契約の解消の法的帰結は、不当利得法ではなく、契約法の中で規律されている。この問題解決方法は、そのような場合に自己完結的な原状回復制度を構成する結果となる（DCFR III編3章510条から514条まで）。この基本的な決断が第1に基礎としているのは、解消前に契約相手方が行った給付から生じる利得は有効な契約に基づくものであり、それゆえ法律上の原因によって支えられている、という考え方である（PECL 9:305条（解消の効果一般）。DCFR III編3章509条（契約上の債務に対する効果））。こうした「教義学上の」理由は、政策的な理由と一致する。すなわち、スタディー・グループの多数意見は、遡及的に無効な契約は、原債務が契約の解消時に消滅するにすぎず結果的に将来効しかない場合の契約に対する原状回復効果とは異なる効果を必要とする、というものであった。このことの正当化根拠は、給付と反対給付に対する契約上の合意の継続的效果は、原状回復制度内でも保証されなければならないというものである。それゆえ、たとえば、行われた給付が損傷したり滅失した場合に不当利得法での回復の基準は、第1に、その客観的価額と合致する形で算定される。これは、契約解消の場合の原状回復額に関する出発点ではない。契約解消の場合には、回復の基準は、その契約で定められた給付と反対給付の間の関係に焦点が合わされる。契約が最初から無効であるとき、原状回復義務は、無効原因が効果を生じた時点で生じる。原状回復義務違反は、原則として、損害賠償請求権を生じる。救済の基準は、その財産の客観的価額を参照して算定され、たとえば逸失利益のような結果的損害に対する責任をも含む。契約解消の場合には、給付受領時から効果を生じる原状回復義務は存在しない。とりわけ、給付受領者が利用できる抗弁の根拠は、多様な考慮に基づいている。契約が最初から無効であれば、（無効を招いた理由に基づく何らかの賠償義務が生じうることは無視して）債務法の下で両当事者間の法律関係を形成するのは、一方当事者が他方の損失で利得しているという事実にはすぎない。その事実を除けば、両者を繋ぐものは何もない。結論的に、無効原因についての悪意が証明されなければ、利得債務者は、現存利得の範囲で責任を負うにすぎない。利得者が善意であるとすれば、その者に自己の財産から原状回復義務の履行を強制する理由はない。これとは対照的に、両当事者が有効な契約関係にあれば、利得消滅の抗弁は、こうした状況ではもはや批判に耐えないとの議論もできるだろう。それに応じて、利得者は、その財産の価額を返還する責任をも負うのである。このことの正当化根拠は、契約当事者は契約上の合意の拘束力に縛られ続けるということである。すなわち、解消前と同様に、このことは給付と反対給付の属性である。それゆえ、価額返還の例外は、契約上の決定的な考慮に基づくものであり、万人に対して効力のある不当利得法の下での関係に染み込んでいる考慮は適切ではないのである。契約に適合しない給付を受領したが、最初から契約が適切に履行されるという合理的な想定で行動していた者は、対価給付義務から免れることができる（DCFR III編3章512条4項（利益の対価の支払い））。さらに、契約の解消は、不履行の場合に使える多数の法的救済の1つにすぎない。代金減額請求権その他の減額代価に比べた過払分の返還請求権も、契約の解消から生じる諸請求権にきわめて近いが、不当利得法とは何の関係もない。代金減額請求権を有する当事者はなおその契約に拘束され続け、その財産を保持することを望み、その受領は法律上の原因によって支えられている。代金減額は、受領し

た瑕疵ある反対給付に対する救済措置を構成するにすぎず、当初合意された給付と実際に行われた給付の間の違いに基づいている。不当利得法は、このような矯正を行うには使いにくい制度であろう。

140. 債務法の構成要素としての不当利得

ヨーロッパ不当利得法原則の下での不当利得法は、債務法の構成部分として構想されている。それは、**法により課され、契約には由来しない関係を規律している**。同時に、
176 我々は、債務法にのみ関係しているわけではない。ヨーロッパ不当利得法原則は、他の法的な根拠に基づいて生じる原状回復請求権には影響を与えない。とりわけ注意すべきは、物権的返還請求権である (*rei vindicatio*. 7章101条1項 (私法上のその他の返還請求権) を参照)。同時に、この問題解決方法は、不当利得に基づく訴訟原因が第三者に対する物権的 (あるいは準物権的または信託的) 効果を有するか、また有するとしてどのような要件で効果を生じるかという問題の解決を、関係する法の適用に委ねるという結果となる (7章101条2項を参照)。多くの法体系では、この種の問題は、債務の強制執行を規律する法に密接に関係するため、これらの問題をヨーロッパ不当利得法原則で扱うことは適切ではなかった。このことは、こうした請求権には影響しない。

141. DCFRの債権総則の適用

ヨーロッパ不当利得法原則の不当利得を債務法の領域に統合する結果として、債務法の下での関係を規律するべく DCFR で展開される総則規定も、不当利得法に適用できることになる。したがって、DCFRにも含まれるこうした総則規定を本編で繰り返す必要はない。債権総則規定が規律するのは、たとえば、不当利得返還債務の履行場所に関する諸問題、不履行の場合の損害賠償責任、不当利得の原状回復請求権の譲渡に関する諸問題、相殺の諸問題および債権の消滅時効である (DCFR III編1章101条 (本編の適用範囲))。